

## 第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ロ、ハ関係)

### 1 景観重要公共施設の基本事項

河川、都市公園、道路などの公共施設は、地域の重要な景観の骨格を構成する要素の一つであり、市内には、地域の魅力的な景観特性を兼ね備えた公共施設がたくさん存在します。

それらの公共施設の保全、整備を進め、周辺景観との調和を図るため、今後、景観法第8条第2項第4号ロ及びハに基づき、地域にふさわしい「整備に関する事項」や「占用許可等の基準」を公共施設管理者等との連携を図り、定めることとします。

また、茂原市の顔となるシンボル性の高い道路や水辺、公園や緑道等多くの市民に親しみ、憩い、安らぎ、和みを与えている公共空間については、指定方針に基づき指定し、それぞれの公共施設管理者と協議を進めながら、景観重要公共施設として同意が得られたものを景観計画へ位置付けていきます。

### 2 指定方針

#### (1) 景観重要公共施設の指定方針

景観重要公共施設は、以下の施設を対象に指定します。

- ◇「もばら」の良好な景観の骨格を形成する拠点や軸などの一部を構成する公共施設
- ◇「もばら」の自然、歴史、文化的要素が高く、周辺景観との調和が求められる公共施設
- ◇地域の良好な景観形成に重要な役割を果たしている公共施設

#### 景観重要公共施設候補



河川:豊田川(愛称:天の川)



都市公園:茂原公園



道路:富士見公園脇並木道



道路:昌平町通り